

# 社会福祉法人常永福祉会 定款

## 第一章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### （2）第二種社会福祉事業

##### （イ）幼保連携型認定こども園の経営

### （名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人常永福祉会という。

### （経営の原則等）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### （事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を熊本県熊本市南区南高江七丁目9番30号に置く。

## 第二章 評議員

### （評議員の定数）

第5条 この法人に評議員7名を置く。

### （評議員の選任及び解任）

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が50,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第三章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招

集を請求することができる。

#### (決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

#### (議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名は、前項の議事録に署名、又は記名押印する。

### 第四章 役員及び職員

#### (役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち一名を理事長とする。

#### (役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

- 第19条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

- 第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員の報酬等)

- 第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (職員)

- 第22条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

#### (責任の免除)

- 第23条 理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

## 第五章 理事会

### (構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

### (招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名、又は記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

### (資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 熊本県熊本市南区南高江七丁目 2651 番地 6 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建幼保連携型認定こども園こじか園 園舎 一棟 (820.13 平方メートル)

熊本県熊本市南区南高江七丁目 2651 番地 6 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建幼保連携型認定こども園こじか園 倉庫 一棟 (49.68 平方メートル)

(2) 熊本県熊本市南区南高江七丁目 2651 番 6 所在の幼保連携型認定こども園こじか園 敷地 (926 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらな

ければならない。

#### (基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、熊本市の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、熊本市の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### (資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

#### (事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

#### (4) 事業の概要等を記載した書類

##### (会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

##### (会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものほか、理事会において定める経理規程により処理する。

##### (臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

### 第七章 解散

##### (解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

##### (残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

### 第八章 定款の変更

##### (定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、熊本市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を熊本市長に届け出なければならない。

### 第九章 公告の方法その他

##### (公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人常永福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

##### (施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 松間 淳一  
理事 藤田 義次  
〃 須藤 多加志  
〃 岩男 保誓  
〃 渡辺 淳  
〃 藤院 了幸  
〃 吉川 京子  
監事 佐々木映信  
〃 城本敬一郎

2 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は4名以上とする。

## 社会福祉法人常永福祉会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人常永福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、役員（理事及び監事）及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員等に対する役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

#### (1) 評議員

評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

#### (2) 理事・監事

理事会等会議への出席	5,000 円
監事監査等への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

#### (3) 評議員選任・解任委員

評議員選任・解任委員会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

### (改廃)

第4条 本規程は、評議員会の承認を経て、改廃することができる。

### 附則

1. この規程は、平成29年6月19日から施行する。

## 法人単位資金収支計算書

(自) 平成 29 年 4 月 1 日 (至) 平成 30 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 常永福祉会

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収入	保育事業収入	149,980,000	149,734,904	245,096	
	経常経費寄附金収入	60,000	57,000	3,000	
	受取利息配当金収入	11,000	9,621	1,379	
	その他の収入	1,650,000	1,564,586	85,414	
	事業活動収入計(1)	151,701,000	151,366,111	334,889	
事業活動による支出	人件費支出	124,360,000	123,988,227	371,773	
	事業費支出	15,490,000	15,235,097	254,903	
	事務費支出	6,467,000	6,209,117	257,883	
	支払利息支出	60,000	56,002	3,998	
	その他の支出	1,280,000	1,211,000	69,000	
	事業活動支出計(2)	147,657,000	146,699,443	957,557	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		4,044,000	4,666,668	△622,668	
施設整備による収支	施設整備等補助金収入	400,000	400,000	0	
	施設整備等収入計(4)	400,000	400,000	0	
	設備資金借入金元金償還支出	1,644,000	1,644,000	0	
	固定資産取得支出	800,000	794,640	5,360	
	施設整備等支出計(5)	2,444,000	2,438,640	5,360	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△2,044,000	△2,038,640	△5,360	
その他の活動収支	その他の活動収入計(7)	0	0	0	
	その他の活動支出計(8)	0	0	0	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	0	0	
予備費支出(10)		0	—	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		2,000,000	2,628,028	△628,028	
前期末支払資金残高(12)		19,867,425	19,867,425	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)		21,867,425	22,495,453	△628,028	

## 法人単位事業活動計算書

(自) 平成 29 年 4 月 1 日 (至) 平成 30 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 常永福祉会

(単位：円)

		勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	149,734,904	128,976,270	20,758,634
		経常経費寄附金収益	57,000	0	57,000
		サービス活動収益計(1)	149,791,904	128,976,270	20,815,634
サービス活動外の部	費用	人件費	129,195,227	104,515,089	24,680,138
		事業費	15,235,097	14,268,617	966,480
		事務費	6,209,117	6,949,048	△739,931
		減価償却費	9,062,140	9,263,445	△201,305
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△5,370,670	△5,485,551	114,881
		サービス活動費用計(2)	154,330,911	129,510,648	24,820,263
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△4,539,007	△534,378	△4,004,629
特別増減の部	収益	受取利息配当金収益	9,621	9,001	620
		その他のサービス活動外収益	1,564,586	2,820,895	△1,256,309
		サービス活動外収益計(4)	1,574,207	2,829,896	△1,255,689
	費用	支払利息	56,002	59,942	△3,940
繰越活動増減差額		その他のサービス活動外費用	1,211,000	927,000	284,000
		サービス活動外費用計(5)	1,267,002	986,942	280,060
		サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	307,205	1,842,954	△1,535,749
		経常増減差額(7)=(3)+(6)	△4,231,802	1,308,576	△5,540,378
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	400,000	2,398,000	△1,998,000
		施設整備等寄附金収益	0	60,000	△60,000
		特別収益計(8)	400,000	2,458,000	△2,058,000
	費用	固定資産売却損・処分損	0	364,484	△364,484
		国庫補助金等特別積立金積立額	400,000	1,739,000	△1,339,000
繰越活動増減差額		特別費用計(9)	400,000	2,103,484	△1,703,484
		特別増減差額(10)=(8)-(9)	0	354,516	△354,516
		当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	△4,231,802	1,663,092	△5,894,894
		前期繰越活動増減差額(12)	20,646,147	18,983,055	1,663,092
当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		16,414,345	20,646,147	△4,231,802	
その他の積立金取崩額(15)		0	0	0	
その他の積立金積立額(16)		0	0	0	
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		16,414,345	20,646,147	△4,231,802	

理事長	園長	担当者
松 間	松 間	松 間

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

## 法人単位貸借対照表

平成 30 年 3 月 31 日 現在

社会福祉法人名 常永福祉会

(単位 : 円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	27,924,221	24,082,752	3,841,469	流動負債	12,279,768	5,859,327	6,420,441
現金預金	23,040,866	19,658,966	3,381,900	事業未払金	2,816,713	2,543,122	273,591
事業未収金	1,416,029	1,402,561	13,468	1年以内返済予定設備資金借入金	1,644,000	1,644,000	0
未収補助金	3,288,792	2,764,744	524,048	預り金	0	3,866	△3,866
前払金	178,534	256,481	△77,947	職員預り金	2,612,055	1,668,339	943,716
仮払金	0	0	0	仮受金	0	0	0
その他の流動資産	0	0	0	賞与引当金	5,207,000	0	5,207,000
固定資産	215,155,160	223,422,660	△8,267,500	固定負債	20,824,000	22,468,000	△1,644,000
基本財産	175,717,454	182,128,034	△6,410,580	設備資金借入金	20,824,000	22,468,000	△1,644,000
土地	50,000,000	50,000,000	0	負債の部合計	33,103,768	28,327,327	4,776,441
建物	125,717,454	132,128,034	△6,410,580	純資産の部			
その他の固定資産	39,437,706	41,294,626	△1,856,920	基本金	68,951,013	68,951,013	0
建物	62,894	95,706	△32,812	1号基本金	62,375,000	62,375,000	0
建築物	740,903	839,893	△98,990	3号基本金	6,576,013	6,576,013	0
車輛運搬具	1	1	0	国庫補助金等特別積立金	92,710,255	97,680,925	△4,970,670
器具及び備品	6,276,473	7,882,251	△1,605,778	その他の積立金	31,900,000	31,900,000	0
権利	9,910	9,910	0	人件費積立金	3,000,000	3,000,000	0
ソフトウェア	447,525	566,865	△119,340	保育所施設・設備整備積立金	28,900,000	28,900,000	0
保育所繰越積立資産	3,000,000	3,000,000	0	次期繰越活動増減差額	16,414,345	20,646,147	△4,231,802
保育所施設・設備整備積立資産	28,900,000	28,900,000	0	(うち当期活動増減差額)	△4,231,802	1,663,092	△5,894,894
資産の部合計	243,079,381	247,505,412	△4,426,031	純資産の部合計	209,975,613	219,178,085	△9,202,472
				負債及び純資産の部合計	243,079,381	247,505,412	△4,426,031